

○1 番（菊川敬人）

皆様、おはようございます。議席番号1番、菊川敬人です。

通告により質問の許可をいただきました「だいじょうぶか」教育現場の現況について、質問いたします。昨今、話題となっております教育と、その環境についての関係の質問でございます。

文部科学省は、小・中学生の学力低下を認識し、長年続けてきたゆとり教育から転換するため、平成19年に教育の抜本的改革を行うことを決めました。学習指導法の大規模な改正により、教育のカリキュラムを学習集中型とする方針転換としました。既に小・中学校の全てが新学習指導要領に沿った授業を実施していますが、この指導要領では、授業時数の増加や新たな授業科目により教科書の厚みも増しているなど、生徒や先生方への大きな負担になっているように推察いたします。そして、生徒と先生がお互いに向き合い信頼関係を築ける時間の余裕を確保することが肝要と思いますが、昨今、報道を通じ、いじめによるさまざまな問題がクローズアップされ、教育委員会と教育現場がその的となっています。将来へ向け人間形成を図るべく重要な時期を過ごす学校生活が充実したものであるために、教育関係者や私たちは何をすべきか、真剣に考える必要があります。

このようなことから、次に伺います。一つ、今、話題の天津中学校の自殺について、どのように受けとめているのか。二つ、教育委員会と町長部局との教育に関する連携のとり方は。三つ、新しい学習指導要領導入後の生徒、先生の状況はいかがか。

以上、一回目の質問といたします。

○議長（茅沼隆文）

教育長。

○教育長（鳥海 均）

おはようございます。

例年のない猛暑の日が続く夏休みでしたが、それに加えて国民的行事のロンドンオリンピックの日本選手の大活躍に、なおさら寝不足の日々が続いた夏だったように思います。

町内の幼稚園、小学校、中学校におきましては、昨日より2学期が始業いたしました。地域の皆様方のご支援のおかげで、この長い夏休み、大きな事故もなく過ごすことができました。地域における夏祭りや防災訓練にもたくさんの小・中学生を参加させていただき、触れ合いの中で豊かな心と安全な生活のために必要なことのご指導をいただき、まことにありがとうございました。特に、開成南小学校の新通学路の安全確保や開成小学校の2年目の改修工事の実施に伴い、子供たちにとって大きな変化がありましたが、笑顔で夢いっぱいの登校する顔を見て、地域の方々も昨日は笑顔で挨拶を返しておられました。けさ、開成小学校の新しい教室に子どもたちと先生を訪ねてみました。みんな、きれいになった教室で笑顔や笑い声がいっぱいでした。いろいろと皆様方にご協力、ご支援をいただきながら園、学校がスタ

ートできましたこととお知らせし、菊川議員の質問に順次お答えしていきたいと思
います。

初めに、今、話題の天津中学校の自殺について、どのように受けとめているか
ということですが、教育にかかわる者として指導の上で絶対にあってはならないこと
であり、心が痛みます。教育委員会といたしましては、ただいま行われています第
三者委員会の調査報告を含め事態の推移を見守るとともに、今後、出されるであろ
う天津市と滋賀県、あるいは国及び県の検証結果を踏まえて、本町の取り組みに生
かしていきたいというふうに考えています。

いじめは、どのような理由があろうと決して許されない行為であるということ、
どの学校にも、また、どの子どもにも起こり得ることから、学校、家庭、地域全体
で子どもにかかわる全ての周りの人が当事者意識を持つべきであり、また、何より
子どもたちが自分たちの問題として強く認識し行動を起こせるよう、ふだんの教
育活動全般の中で指導していかなければならないというふうに考えています。いじ
めは陰に隠れやすいものなので、教職員は、いじめを見逃さないように積極的にき
め細かく実態を把握するとともに、いじめが長期化することは命にかかわる問題に
もつながりやすいので、早期に発見し、迅速かつ適切な指導、支援により早期に改
善する必要があるというふうに考えています。

学校での未然防止対策といたしましては、いじめは絶対に許されないこととい
うことを徹底して指導し、いじめアンケート等を行い、1人1人の実態を細かく把握
し適切な指導、支援ができるように、さらに取り組みを強めていきたいというふう
に思います。また、学校では、月3日以上欠席した児童・生徒を教育委員会に報告
してもらうことで、原因確認など早期対応ができる体制をつくっております。幼児、
児童・生徒指導担当者会議では、いじめや不登校等を中心とした情報交換を行い、
幼・小・中連携して指導、支援ができるよう、校内研究を中心に指導主事等が学校
訪問し、よりよい授業づくり、学級づくりが実践できるように指導、助言等を行っ
ております。魅力ある授業、わからない子が少しでも活躍できる授業に改善してい
くことで、子どもたちに学習意欲や自己有用感を持たせ、不登校やいじめ等の芽を
早期に減らしていく指導を心がけております。スクールカウンセラーやスクールソ
ーシャルワークサポーター、心の教室相談員を配置することで、多感な時期の生徒
や保護者が気軽に相談できる場を提供しています。

いじめの発生による事後対応といたしましては、いじめや暴力行為等、学校から
の具体的な事実関係を教育委員会が把握し、迅速で適正な適用ができるように支援
をしています。家庭的な問題や精神的な問題など、学校だけでは対処し切れない問
題に対しては、教育委員会を初め福祉課、警察、児童相談所など関係機関とも連携
しながら支援を行っています。

次の質問ですが、教育委員会と町長部局との教育に関する連携のとり方について
ですが、教育委員会としましては、教育に係る情報等については三役部長会議等で
情報を共有し、対応に迅速性を求められる重要案件については速やかに幹部に情報

を提供し、適切なお指導を仰いでいます。

三つ目の質問にお答えします。新しい学習指導要領導入後の生徒、先生の状況についてのご質問ですが、このことにつきましては何度か、ご説明を申し上げておりますが、移行期間を設けて研究を続け、スムーズにスタートができるように取り組んでまいりました。新学習指導要領の内容に沿って児童・生徒が意欲的に授業に参加できるように指導計画や教材の工夫をすることで、児童・生徒が楽しんで授業を受けられるように取り組んでおります。新しい小学校学習指導要領の中で、特に5、6年生の英語が必修化される中、外国語講師を派遣し英語教育の充実を図っています。新しい中学校の学習指導要領の中では、先般の議会等でも質問がありましたけれども、武道とダンスが必修となっていることに対する安全性等のご質問がありました。3年生は選択となりますが、いずれも、まだやっておりますが、3学期に授業を行う予定です。

また、児童・生徒1人1人に対応するために、町の事業として学校生活支援補助員、低学年授業補助、授業補助等を非常勤職員として雇用し、指導の充実を図っています。また、県の事業としても、特別支援教員の配置をしていただいております。学習支援補助の方々が入り学級担任の指導の支援を行うことで、担任が子どもと向き合う時間を少しでも多くするように取り組んでおります。また、コミュニティスクールに指定されていることで、保護者、地域住民の協力を得られていると教育委員会は考えています。これからもコミュニティスクールに指定されている学校運営協議会制度の啓発を地域に行い、教職員の教育活動の支援をふやしていこうというふうに考えております。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

菊川敬人君。

○1番（菊川敬人）

それでは、改めて質問をしたいと思います。

ただいまの教育長の答弁の中で二、三、確認をさせていただきたいと思います。

まず、初めに教育長の答弁では、大津市と滋賀県及び国の検証の結果を見て町の取り組みに生かしていきたい、そう答弁されておりました。町として、現在、何か独自でこのいじめの問題に対して取り組んでおられること、実施されていることは、独自のものというのはいかがでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

教育長。

○教育長（鳥海 均）

独自と言われますと、ほとんどが文部省の指導の内容であり県教委からの指導の内容に基づいて、本町では何をどのように具現化したらいいかということで取り組んでいますので、町独自ということでは「ない」と答えたほうがいいかもわかりません。

○議長（茅沼隆文）

教育総務課長。

○教育総務課長（井上 新）

ちょっと補足をさせていただきますけれども、一般的に今やっているのは、学期ごとに行っております中学校の場合は生活アンケートというのをやっております、生活アンケートによって子どもたちの今の状態、そういったことをアンケートで集計をし、子どもたちにまたフィードバックをしているといったものが実態としてはございまして。今年度は、ちょうど学級集団アセスメント調査というものを今後やっという事で計画しているようではございますけれども、これは学校生活についての質問、こういった学級集団アセスメント調査に合った質問を行って、それぞれの子どもたちが、自分をすごく高く評価する人たち、また対人に対して過敏になってしまう子ども、逆に自己評価がすごく低い子ども、それとマイペースな子ども、こういった4分類に調査で分類いたしまして、評価が特に顕著であるもの、そういった子どもに対しまして、これはちょっと注意をしていく必要があるなといった、そういった調査がございまして、そういったものを取り入れていこうと。これは開成町独自ではございまして、今、横浜方式というふうに言われているようではございますけれども、そういったものを今後、取り入れて行っという事を考えております。

○議長（茅沼隆文）

菊川敬人君。

○1番（菊川敬人）

先ほどの教育長の答弁の中にも、いじめアンケートを行い1人1人に合ったきめ細かな指導、支援を行っていきたいという答弁がございました。今の課長のお話もありますが、そういった調査を行っという事でありますが、アンケートをとる頻度というのは、どれぐらいの頻度でとられているのか、そして、その結果がどうだったのかというのを、我々はなかなか確認できないものですから、どういう状態であるか、お教え願いたいと思います。

それから、県は平成22年にいじめの調査というものを行っという事で、アンケート調査を行っという小・中・高の学校は、全体で95.1%が調査を行っという結果が出ております。あと、個別面接を行っというところが78.3%あるということです。そして、いじめられた児童・生徒の相談状況を見ますと、相談した相手は、学級担任に相談するところが小学校では70.8%、中学校では70.3%となっております。その次に保護者や家族というふうな形になっておりますが、その一方では誰にも相談しなかったというのが7%あるそうです。したがって、いじめがあったときは、ほとんど学級担任に相談している、そういう数字が出ております。私が今、述べましたこの数字について、現状、町の学校では、この数字に相違があるかどうか、こういった形で実際、行われておられるかどうかをお聞きしたいのが1点です。

それから、文科省は、いじめの問題の取り組みに関する緊急調査を行いました。その通知によりますと、各学校はアンケート調査を実施した上で、これに加え、各学校の実績に応じて個別面談、個人ノートや生活ノートといった教職員と児童・生徒との間で日常、行われている日記等の活用など、さらに必要な取り組みを推進する必要があるというふうに言っております。このことが、児童・生徒から発信される信号を素早くキャッチする最善的手段ではないかと思えます。こうしたノートの活用、あるいは心の相談教室の活用、これが非常に重要と思われませんが、現状、その活用状況はいかがでしょうか。

また、いじめを発見するきっかけとなったものとして、学校の教職員が発見した割合としては76.6%、次に本人の訴えが12.4%、保護者からが8.4%という、小学校であります。こういう数字が出ております。中学の場合は、本人からの訴えが一番多いようです。わかりにくいので簡単にグラフにしてみますと、これが全国で調査した結果で、いじめを発見した表になっております。向かって左側が小学校で、右側が中学校の結果です。青い部分が教職員、赤い部分が本人が訴えた数です。オレンジ色が保護者が訴えたもの。こういう形で発見ができたという数字が出ております。小学校は、もう、断トツで教職員です。ただ、中学になりますと、これが本人と教職員と保護者というふうに均衡してくるような状態になっていきます。こういう状態で、小学校の場合は非常に発見しやすい状態ですが、中学では発見しにくい状態になっている、そういうふうな結果が出ております。先ほど申しました数字について、町としてはどのような状況になっているか、お伺いいたします。

○議長（茅沼隆文）

教育総務課長。

○教育総務課長（井上 新）

お答えをさせていただきます。

まず、生活アンケートの関係でございますけれども、こちらにつきましては、中学校に確認したところ、昨年の2学期のときに生活アンケートを実施しております。3学期はアンケートを実施していないようですけれども、校長先生が、前校長のほうが個別指導、1人1人、土・日をかけて個別指導、面接、そういったことを独自にやられておまして、そういった中で本人の状況を詳細に把握をしたといった実態がございます。

それで、先ほどの生活アンケートの関係ですけれども、こちらのほうは内容が、ちょっとご紹介をいたしますと、学校生活についてということと友達関係、先生や親との関係、健康について、あと困ったときに相談できる人といった形で質問をさせていただきます。やはり、先ほど菊川議員がおっしゃられたとおり、中学校はいじめの状況把握についても、本人と親御さん、それと担当教諭、そういった形での情報収集が、文命中学校のほうでもそれぞれ分かれているような感じを受けております。また、どこでも行っておりますけれども、教育委員会では教育相談という形で行っ

ておりまして、一般の方から教育相談という形でいろいろな情報、相談、そういったものを受けておりまして、そちらからのルートというものも実際にはございます。

それと、いろいろパーセントをちょっとお話しされたのですが、開成町のパーセントは特に把握をしていない状況なのですけれども、実態としては、そういった形で行っているということにとどめさせていただこうと思います。

それと、国等の緊急調査の関係ですけれども、神奈川県の方で、いじめ、暴力、不登校、これは毎年調査を行っているわけですが、23年度、昨年の調査報告も、ちょうど9月10日あたりに、その辺が報道されるような情報も受けてございます。

ちょっと、お答えになったかどうか、あれなのですけれども、現状、そういったところでございます。

○議長（茅沼隆文）

菊川敬人君。

○1番（菊川敬人）

また、結果が出たら教えてください。

それから、問題の滋賀県の大津中学校で昨年10月11日に中学2年生がマンションから飛びおりて、みずから命を絶ったという悲惨な事故があったわけですが、この事件では、その以前に幾度となく同級生の前でいじめが繰り返されていたわけです。ハチの死骸を食べさせられそうになったりとか、ごみを食べさせられそうになったりとか、自殺の練習だとか葬式ごっこだとか、自宅に来て部屋を荒らされたとか、いろいろあるわけですが、特に、この事件の中で着目しなくてはならないということがあると思います。いじめの様子を担当の先生が目撃していたのです。そこで、いじめた子に対して「余りやり過ぎるなよ」と言って、へらへら笑って見過ごしてしまっていたということが一つあります。それから、担任は自殺した生徒がいじめの相談をした際に、「どうでもいい」とか「君が我慢すれば丸くおさまるのだ」と言って放置してしまったこと、そして事件直後の調査に対して、いじめの可能性を把握した教師は1人もいなかった、そういった学校側が隠蔽した答えとなっております。

しかし、自殺した生徒が担任にいじめについて電話で相談したことや、担任や校長にいじめについてほかの生徒が訴えていた、しかしながら対応してもらえなかったということが後で証言されております。また、校長みずから校内放送で、マスコミの報道にはうそが含まれているので取材には答えないように、そういう口どめを図っております。このこと全てが、生徒からの証言により事実として明らかになっております。この事件の加害者は、まさに3人の少年と学校であるのではないかというふうに思います。

ただいま述べましたことで大変重要なポイントがあると思いますので、お伺いいたします。一つとして、新しい学習指導要領は、生きる力、命の大切さについて理念を共有化するとしています。いじめは、どこの学校、どの子どもにも起こり得る

ことであります。小学校、中学校では、児童・生徒でいじめ、自殺について話し合いを行ったことがあるのでしょうか、学校、教育委員会では、児童・生徒同士の人間関係や仲間づくりを促進するための働きかけを行っているのでしょうか、お聞かせください。

○議長（茅沼隆文）

教育長。

○教育長（鳥海 均）

お答えします。

一つ目の大津のことにつきましては、先ほど答弁いたしましたように、いろいろな情報が入っておりますけれども、定かなことは、これから第三者委員会のほうで報告が出るということ以外は私たちは報道で知るのみですので、それぞれの立場でたくさんの情報が流れていますので、今のところは何とも申しようがありませんが、子どもが1人亡くなったという事実だけは捉えていますので、そのことを重要に考えて取り組んでいきたいというふうに考えています。

先ほどの新学習指導要領の生きる力や人間関係の育成につきましては、学校教育課程の中で、道徳を含め、特別活動を含めて、全ての強化領域で取り組んでいます。特に、命の教育につきましては、先般も神奈川県が井ノ口小学校で命の教育の指導をしたという報道があったように、文命中学校でも最近、「心」という大きな掛け軸というか、やって、心の大切さをいつでも自分の心に手を当てて考えられるようにという啓発をするようなポスターを掲示するとか、さまざまな具体的な方法をとって子どもたちに指導しているというのが現実です。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

菊川敬人君。

○1番（菊川敬人）

それでは、神奈川県が平成22年度に調査しました結果について、ご報告いたします。児童・生徒会活動を通じ、いじめ問題を考えさせたり、生徒間同士の人間関係を促進した割合は、学校数として61.7%あったそうです。県の暴力行為は平成23年4月時点では小・中・高で7,059件で、この中でも中学校が5,177件と最も多くなっております。前年に比べて低下はしておりますが、いじめの件数は逆行しております。これは、足柄上郡のいじめの認知件数をあらわしたものです。青で示した部分が小学生です。平成21年から平成22年にかけて、急増しております。赤で示したものは、中学校のいじめの件数です。これは若干横ばいになっておりますが、暴力件数はふえておりますが、いじめの件数はこういう形でふえてきております。ですから、暴力件数だけでは一概にも言えない数字になってきております。

そこで、大津中学のような悲惨な事件が起きたときに、その責任の所在はどこにあるのか、誰にあるのかということを確認したいと思います。今、放送されている

記者会見を見ても聞いても痛切に感じることは、教育委員会の教育委員長の立場であります。教育長がいろいろ説明しておりますが、教育長は、どちらかというと事務方の長でありまして、教育委員会、教育委員の長は教育委員長であります。しかしながら委員長は非常勤であるために、システムとして若干、私は矛盾を感じておるところであります。さまざまな計画や問題が起きたときに検討するわけでありませんが、委員会で議論されたこと、これを決定するのが委員長であり、その責務を果たす必要があると思います。今回、報道されている事件については、この部分が非常に欠落しているのではないかなと思います。

そして、今、問題になっている事件の根底にあるものの一端として、情報の公開、隠蔽があるのではないかなと思います。そこで、町、教育委員会では、この事件が表面化した後にも数々の事件が芋づる式に公開されていますが、我が身を正すという意味でも考え直すいい機会ではないかなと思います。町で同様の事件が発生しないために、どうすべきか、また、発生したとき、どう対応すべきかと検討会を持たれたことと思いますが、どのようなことを検討されたのか、そして、どういう形で対応していられるのかをお聞きしたいと思います。事例があれば、事例で述べていただきたいと思います。あわせて、リスクアセスメントの活用についてもお伺いいたします。

○議長（茅沼隆文）

教育総務課長。

○教育総務課長（井上 新）

お答えをさせていただきます。

まず、大津市の場合におきましては、不幸にもお一人亡くなっておりますので、そういった子どもの自殺が起きたときという形になりますと、文部科学省のほうで緊急対応手引きというものが出てございます。それと、平成22年度になりますけれども、「平成22年度、児童・生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議、審議のまとめ」といったものもございまして、あと児童・生徒の自殺が起きたときの背景調査のあり方、こういった形で、不幸にも自殺が起こった場合、そういった場合は、こういった対応をとらなくてはいけないというものが一応決まっております。その場合の手引き、そういったものを7月の園長・校長会において再度確認をさせていただきます。共有を図ったところでございます。

それと、教育委員会の関係でございますけれども、大津市の自殺問題を受けまして、神奈川県の方が県の教育長名と知事の緊急メッセージという形でメッセージを発してございます。そういったことを受けまして、開成町の教育委員会におきましても、独自のメッセージを送るかどうか、そういったところの検討を教育委員会内部で定例の教育委員会で委員長のほうからお話がございまして協議をしたところ、そちらのほうにつきましては県の緊急メッセージのほうを学校のほうに伝えていこうと、そういった形で対応をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（茅沼隆文）

菊川敬人君。

○1番（菊川敬人）

いじめに関しては非常に根っこが深くて、いろいろ質問したいところはあるのですが、また後ほど同僚議員がいじめに関する質問を取り上げておりますので、私は、もう1点だけ確認させていただきたいと思います。

先ほど申し上げましたように、情報公開という観点から申し上げます。行政では、まちづくり町民集会を実施しておりまして、我々議会としては議会報告会というのを今年度においては全自治会で実施しようということで現在進めております。教育委員会の報告会というのは特にございませんが、あったほうがいいのか、ないほうがいいのかというのはなかなか難しいところでありますけれども、現状では、そういう報告会というのはありませんので、私が耳にすることとして申し上げますと、そういう状態であるから教育委員会の実態がつかめない、わからないという声があります。このときに、私もなかなか答える回答が難しいのですが、そういうことを耳にしております。

そこで、いじめの件数の全国調査の通知というのが来ているはずですが。文科省は、8月1日に全国の教育委員会などに対して、いじめの件数や取り組み状況についての緊急アンケートを通知しています。国・公・私立の小・中・高校を対象として、大津市の男子生徒の自殺問題を受けて新たな取り組みをしたかも含め、9月20日までに回答を求めています。こういうふうな発表があったわけですが、町で直近のいじめの調査をされた結果について、どういう結果になっているかということがなかなか見られない。教育委員会のホームページに行っても、この調査をしたことについて触れられていないものですから、こういういじめに対する、あるいは暴力行為に対する実態の公開の予定があるのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

大津市でああいう事件が起きて、いろいろと批判されている中には、事件を隠蔽している、そういうことが非常に市民に対して不信感を抱かれているということがありますので、これを一つの教訓というか、そういった形で公開することを私は望みますが、いかがでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

教育総務課長。

○教育総務課長（井上 新）

お答えをさせていただきます。

町として発表しているかというところでは、ホームページ等では公開してございません。ただ、先ほどちょっと申し上げましたとおり、神奈川県の方で神奈川県下のいじめ、暴力、不登校の状況については毎年公開をしております、この9月10日にもというふうなお話をさせていただきました。

それで、開成町の状況というところでお話をさせていただきますと、平成22年の段階では、いじめの発生状況、開成小学校1、開成南小学校0、文命中学校6と

いう形でございます。あと23年度については県の発表を待つて公表という形になりますけれども、そういったところでございます。

あと、いじめという形では、全くないという形ではありません。中学校のほうでも、最近でもやはり、そういった事象というのはあったというふうに報告を受けてございます。何が重要かといったところでは、早期発見と早期解決、それに尽きるといったところでございます。生徒間同士でそれが解決できれば、それで済むわけですけれども、解決しない場合、担当教諭が入ったりチームで支援をしたり、それでも足りない場合は両親御さんに来ていただくとか、関係者が多い場合は、またそれぞれ対応は違ってまいりますけれども、いろいろ、いじめについては、そういった状況です。全くないというわけではございません。あった場合に早期に発見し早期に解決するといったところが、ポイントとしてあるというふうに考えております。

あと情報公開の機会ということで申し上げさせていただきますと、ことしもこれからになってしまっているのですが、教育委員会のほうでは地方教育行政の組織及び運営に関する法律といった形で、法律によっていろいろ定めをしてございますけれども、そちらのほうで平成19年6月に法律が改正されまして、各教育委員会は毎年、その教育行政事務の管理・執行状況について点検及び評価を行って、その結果に関して公表しなさいという形になってございます。そういった形で、平成22年までは点検評価のほうを開成町のホームページでも公表させていただいているところでございます。23年度につきましては、ちょうど、この後、順次公表をしていこうという準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（茅沼隆文）

菊川敬人君。

○1番（菊川敬人）

国とか県とかというところの数字というのは割かし見やすいのですが、我々は、やはり地元である身近である町の状況がどうかというのを知りたい部分というのがありますし、いじめに関しては、先ほど教育長も話されたように、なかなか発見しづらい部分というのがありますので、小さな数字かもしれませんが、その部分を確認したいなというのがありますので、ぜひとも、その部分についての公開ということは、教育行政の組織運営の法律の中でもうたってありますように、実行していただきたいというふうに思います。続けていただきたいというふうに思います。

次に、新しい教育指導要領になりまして、5年生、6年生には外国語が全面導入されて1年経過したわけではありますが、先ほどの答弁でもありましたように、外国人の講師を入れて行っているということで、その対応は十分に図られているのではないかと思います。ただ、気になるところは、授業時数が多くなった、そして教科書のページ数がふえたということがありまして、児童や生徒にとっては大変負担が大きくなったのではないかと思います。そこで推測しますのは、学習内容と授業時数増加分のギャップが何か生徒・児童に生じていないかということが非常に懸念さ

れるのですが、そのところはいかがでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

教育長。

○教育長（鳥海 均）

先ほども申しあげましたように、新学習指導要領の移行期に向かしましてさまざまな形で検討しましたので、開成町の小学校、中学校につきましては、現状の課業日で全ての日数に6時間設定でしましたところ、1,200時間あるわけです。1,200時間の中で最大980時間が教育課程上の時数ですので、トータルしますと200数十時間の空きというか。毎日6時間やったとすると、そうなのですがけれども、行事があったりさまざまなことがありますので、余裕時間というものを出させて、やれるのかどうかということを検討しました結果、現状では今の町の学校管理運営規則の中に定められている休業日を消化しても十分、教育課程上の授業時数は満たされるという形で。現在、他の町等では夏休みを29日から授業を始めるとか、いろいろなことをやっていますけれども、開成町については現状では大丈夫という結論を出していますので、授業時数の確保あるいは教育課程上の問題は一切ないというふうに捉えています。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

菊川敬人君。

○1番（菊川敬人）

非常に力強い答弁をいただきまして。授業時数については、今、教育長が言われましたように、土曜日を授業日に当てるとかというところがあるみたいですがけれども、開成町はそういうことがなくて、完全に駒数を落とすことなく履修されているということで確認いたしました。

その部分で1点、理科の授業で駒数がふえたということで、ちょっと理科の授業に支障を来しているということ、ほかのところ、開成町ではなくて、聞いた記憶があるのでけれども、開成町としては、その辺はいかがでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

教育長。

○教育長（鳥海 均）

大変ありがとうございます。けさの新聞にも出ましたように、今年度、学力学習調査をしましたところ、理科がやはりだめだということで、文科省のほうも急遽、来年度も理科支援員の予算化を8億円するということが出ていましたので、開成町でも今、開成小学校と開成南小学校、理科支援補助員を採用しまして、理科の授業がスムーズにいくように取り組んでいます。ですから、以前に比べれば、理科の補助的な実験等の準備であるとか理科室の整理であるとか、今年度はスムーズにしているように思います。ただ、それが即、学力に影響するかどうかということについては何とも言えませんけれども、授業の密度が濃くなるということについては言

えると思います。

○議長（茅沼隆文）

菊川敬人君。

○1番（菊川敬人）

授業時数がふえたということで、生徒も非常に大変な状況にあるのですが、先生のほうが非常に多忙になったのではないかなと思います。平成22年9月に、私も先生が非常に多忙であるということで一般質問に取り上げて現状確認をしております。子どもたちと向き合う時間がなかなかとれないということは重要な問題ではないでしょうかということで、改善する必要があるれば改善をお願いいたしますという旨の質問でありました。新しい学習指導要領により、小学校、中学校の授業時数がふえたため、さらに多忙になったと私は考えております。小・中学校の先生の勤務状態は、現在、どういう状況にあるのでしょうか。

実は、文科省は平成18年に勤務状況の調査を行っております。これは40年ぶりとも言われた調査であります。それ以降もまた調査を行っておりません。直近の状況がどういう状況であるかというのは全くわからないのですが、町では先生の勤務状況の改善がなされているのかどうか。授業時数がふえた分、それがもろに負担になっているのかどうか、ちょっと疑問視する部分がありますので、現況の勤務体制についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

教育長。

○教育長（烏海 均）

大変ご心配、ありがとうございます。事実はそのとおりでありまして、非常に困難であることは確かです。しかし、やはり先生方というのは、子どもの指導に全精力を掲げるという気合いを持っているといえましょうけれども、勤務時間は7時間45分なのですけれども、7時間45分で終了する職員は1人もおりません。非常に多忙化は進んでいるというふうに言えます。ただ、開成町としましては、数年前からさまざまな形で、学校支援本部をつくったり学校運営協議会をつくったりしながら、地域、家庭、行政を含めて先生方の教育環境をみんなで支援していこうという空気がありますので、大変ありがたく思っています。そういう中では、先ほども申しましたように、移行期の中でどのようにして授業時数を満たしていくか、また多忙化に対応するかということで進めていますので、若干は他の市町村に比べれば非常に前向きにやっているかなというふうには思います。

ただ、授業時数が確実にふえたということは否めません。それと同時に、県のほうで負担してくれました教職員の定数につきましても、以前はそれぞれ定数外というものがかなりありまして、小学校でいえば、3年生、4年生、5年生、6年生につきましても、学級数プラス1ぐらいの定数のプラスがあったわけですが、そういうものも一切、今はありません。ですから、空き時間というのがほとんどない状態の中で先生方は授業を進めているわけです。それと同時に、先ほどからあり

ますように、生徒指導上の問題であるとか保護者との対応であるとか、さまざまな時間をとられる部分が以前よりまたふえてきていることも事実です。それらを踏まえまして、学校の勤務状況について、職員に毎月、毎日の勤務状況について報告をするようにしております。ですから、その時間数が100時間を超えているものもあります。そういう職員につきましては、カウンセリングをしたりお医者さんにちょっと相談をしたり体調がどうかというようなことも進めながら、今、やっている状況です。

今、議員がおっしゃるとおり、学校が多忙化であることは否めません。ただ、開成町につきましては、授業の中でたくさんの課題を持っている子どもたちに対して、先ほども申し上げましたように、学習支援員であるとか生活支援員等を配置しまして、できるだけ先生が1時間の授業の目標にきちんと到達できるような密度ある授業ができるようにということで側面から支援する体制をとっていますので、幾分は還元されているとは思いますが、今、議員がおっしゃるとおり、先生の多忙化というのは、これは全国的な問題であり、開成町もそのとおりであるというふうにお答えしておきたいと思えます。

○議長（茅沼隆文）

菊川敬人君。

○1番（菊川敬人）

これは決して学校の先生だけではなくて、企業もそうなのですが、労働時間は1週間決まっているわけで、1日7時間45分というように決まっております。そんな中で、非常に超過時間が多いということで文科省も気にしているわけです。その部分でちょっと私も調べてみましたので。

教職員の勤務状況が多忙になっているということ、これは全国的なことで、それを改善しなさいよということは、文科省はもう常々言っているわけでありまして、平成18年に先ほど言いました教職員の勤務実態調査を実施されておりますが、その結果を集計したのがあります。平成18年10月23日から11月19日までの第5期の暫定集計を見ますと、小学校343校で8,087名の先生が回答しております。これをまとめたのがありますが、勤務時間の平均は10時間47分、持ち帰り時間が29分となっております。また、休日、残業と持ち帰り時間を合わせた時間が2時間32分となっております。

この中で一つ例を挙げて示してみますと、7月の通常期では、中学校教諭で部活動の顧問をやっている、やっていないというところで見ますと、1日当たりの平均時間を見ますと、運動部の顧問をやっておられる先生は2時間39分、文化部の顧問では2時間04分、何も顧問をやっておられてない先生は1時間30分というふうになっています。ちなみに、休憩時間は平均して約8分、8分弱となっております。こういうことから文科省は勤務の改善を求めているわけですが、一方では、日本教職員組合が社団法人の国際経済労働研究所の協力を得て、教員の働きがいに関する意識調査を2010年の11月から2011年の1月下旬にかけ

て行っております。結果としては、全般的に今の仕事に満足しているかということに対しては55.7%の人が満足している、仕事が忙しくて睡眠時間を削っているという人は小・中学校とも39.9%になっております。そして、仕事が終わったとき疲れ切っているという人が69.2%になっているそうです。

それとあわせて、文科省は病気休職者の中で、精神疾患により休職している割合が全体の63%を占めているということを示しております。開成町の小・中学校の教員の健康状態は、どういう状態にあるのでしょうか。先ほど教育長は非常に多忙化しているということをおっしゃいましたが、健康管理のほうの状態はどういうふうになっているのかをお伺いしたいと思います。それから、労働基準法を鑑み、勤務時間の縮減についての必要性は当然あると思いますが、どういう手だてがあるのでしょうか。

一つ、またまたグラフにわかりやすくしてみました。これは、全国の働きがいというところを赤と青で示してありますが、青が先生、赤が企業を示したものです。これは国際経済労働研究所が数字を出しておりますが、組合員8,320人と企業は190社、2万人を対象にして出した数字をまとめてみますと、こういう形になっております。楽しいというところがこういう形になっておりまして、楽しい、生きがいを感じる、働き続けたい、満足しているという形で、大体、学校の先生は今の仕事に満足しているという結果が出ております。もう一つ、これは今の仕事を続けたいですかという評価です。向かって左側が男子の先生、右が女性の先生です。ほとんど、青で示しております数字が高い数字になっています。先生は今の仕事を続けたいという結果が出ております。これは、明らかに、こういう数字になっております。

言葉で話すよりもグラフにしたほうがわかりやすいかなと思ってグラフにしてみましたけれども、先ほど申しました開成町の小・中学校の先生の健康状態と、あと勤務状態の削減について、どういう手段があるのかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

教育総務課長。

○教育総務課長（井上 新）

お答えをさせていただきます。

先ほど教育長のほうからもちよっとお話がございましたけれども、まず勤務実態の関係なのですけれども、開成町では開成町立学校教職員衛生委員会という委員会を設けてございまして、これは労働安全衛生法に基づく委員会を設置してございませぬ。その委員会をやりまして、各学校には衛生推進者を置かせていただいていると。先ほど教育長の答弁にあったとおり、月に100時間超えの先生については、特に、そういった健康状態のことについて産業医のカウンセリングを受けてもらったりとか、そういったサポートをさせていただいているところでございます。

それと、先生の健康状態の関係ですけれども、健康診断のほう、この辺は1市5町で共同して先生方の健康診断ということで8月に毎年実施をさせていただきますし

て、そちらのほうの結果は教育委員会を經由して学校のほうにも行っているわけですが、健康診断で、やはり、ちょっとこれはもう一度見てもらったほうがいいとか、データで出てまいりますので、その辺はサポートさせていただきながら医師への相談をしてもらったりとか検査をしてもらったりとか、適時適切に対応させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

教育長、どうぞ。

○教育長（鳥海 均）

もう一つ、授業時数の削減とか、あるいは学級編制基準についてですけれども、これは非常に難しいことで、本当に、議員がおっしゃるとおり、授業時数を削減していただければ子どもたちに寄り添う時間もふえるわけですが、現時点では小学校1年生、2年生まで35人学級が実施されていますので、1年生、2年生の担任になりますと若干、指導する子どもの数が減ると。ただ、3年生以上は40人ということになります。

それから、授業時数につきましては、小学校の場合には原則として自分の学級は自分で持ちますので、なかなか削減は難しいかなと。中学校の場合には教科担任制になりますので、クラス編制によって持ち時間数が若干違いますけれども、およそ、今、大体18から20時間というのが現実です。どのような方向で授業時数を減らせばいいかということになりますけれども、定数の問題等がありますので。神奈川臨調で今日も出ていましたけれども、教育はお金がかかり過ぎるということで定数の削減を見直すとか、何か、やっていることと現状が逆行するようなことが今、報道されていますけれども、非常にお力添えになっていただければありがたいというふうに思います。

○議長（茅沼隆文）

菊川敬人君。

○1番（菊川敬人）

先ほどの課長の答弁の中で、もう一回確認したいのですが、先生健康状態は、特に問題ある方はおられないということでよろしいでしょうか。精神的な疾患の方はおられないということで、よろしいでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

教育総務課長。

○教育総務課長（井上 新）

現時点でのそういった先生という報告は受けてございません。

○議長（茅沼隆文）

菊川敬人君。

○1番（菊川敬人）

それから、新しい学習指導要領になりまして、中学校では4月から武道が必修化

されております。これは、生徒の安全を図りながら心身の鍛錬が可能な体制づくりが求められるわけでありますが、新学習指導要領では男女とも武道、ダンスが必修になっておるといふふうに私は理解しておりましたが、先ほどの教育長のお話では、どうも武道とダンスは男女に分かれるような受け取り方をしたのですが、それはそれでよろしいのかどうかということが一つと、それから、武道必修化に伴う教育現場の体制のあり方についてですが、武道やダンスについて指導者不足が課題となっている学校が多いようです。特に、柔道については、試合形式の取り組みは行わないというふうに先日、言われておりましたが、体育の授業や部活動での事故防止策を考える有識者会議がありまして、文科省が発表しております7月にその報告書をまとめたものがあります。

2009年度までの12年間で、470件の死亡事故が起きております。中学校では重度傷害事故と死亡事故が106件起きて、その中でも柔道が24件と一番多くなっております。一方、民間企業が、ことしの4月に柔道の必修化についてアンケート調査を行っております。柔道を必修とすることについて、いいことだと答えた親が5割、一方、不安だと答えた親が7割を超えています。その理由として8割近くが、けがをするかもしれないと思っております。そして、武道を指導できる先生がいないと答えた方が77%ありました。今、文命中学校で武道の指導ができる先生は何人おられるのでしょうか。そして、現在の武道必修授業の準備は問題なく進められておるのでしょうか。それから、特別に資格を持たない方でも指導できる制度になっておりますが、文科省は、ことしの1月に外部指導者として警察OBの活用を検討しているというふうに発表しておりますが、指導者候補として警察OBなどに依頼する考えはお持ちであるかどうかをお聞かせください。

議長（茅沼隆文）

教育長。

○教育長（鳥海 均）

すみません。1点目の説明がちょっと足りなかったと思いますけれども、柔道、ダンスとも男子、女子、必修でございます。各学校が校長の指導のもとに教育課程を組むわけですけれども、文命中学校におきましては教育課程上の体育の時間は105時間です。105時間のうち、体育の時間に割り当てられる授業数は86時間です。残りの19時間が保健指導です。先ほど説明しました体育86時間のうち、柔道に費やす指導時間は16時間で組んでおります。ダンスはソフトボールと組みまして、リズムダンス、フォークダンスで10時間、組んでおります。ですから、新しい教育課程の中で新しい指導内容の柔道、ダンスに取り組む時間は、1年生で約24時間、先ほどの2は心身の発達と心の健康で2が減りますので8、8、6です。1年生、2年生は、そのような形で指導を計画しております。

○議長（茅沼隆文）

教育長、時間が迫っておりますので簡潔にお願いします。

○教育長（鳥海 均）

わかりました。先生のことにつきましては、前回か、説明しましたとおり、指導者は3人とも大丈夫です。

○1番（菊川敬人）

外部指導は考えておられますか。

○教育長（鳥海 均）

外部指導については、今のところ考えておりません。

○議長（茅沼隆文）

菊川敬人君。

○1番（菊川敬人）

私の質問は、以上で終わります。